

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十七年二月十七日

江戸川区長 多田正見

和解調書（総括表）

1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	4,540,584 円	1 件
合 計	4,540,584 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金
担 当 部 課 福祉部福祉推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				当事者
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	
1	4,540,584 円	平成26年11月6日	東京地方裁判所 平成26年(ワ)第20008号	平成9年3月25日	元金 3,476,430 円 利息金 274,654 円 遅延損害金 789,500 円	平成26年11月から平成28年3月まで 毎月末日限り 30,000円ずつ 平成28年4月末日限り 4,030,584円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者) 被告 江戸川区民(連帯保証人)
計	4,540,584 円						